

## のぼり旗を設置するときの注意事項について

松戸市役所 市民部 市民安全課長

防犯用品として貸与している「のぼり旗」については、下記の点に注意して設置してください。

- 1 設置場所は、民地を選定し地権者の了承を得てから設置すること。  
(空き家などでも了承が得られない場合は設置せず、また電柱や公共物などには設置しないようお願いします。)
- 2 車両や歩行者などの交通に支障を及ぼさない場所に設置すること。
- 3 信号機やカーブミラーの周辺には設置しないこと。
- 4 鉄道の線路敷に接する場所には設置しないこと。
- 5 設置した場所を把握し、破損した場合はすぐに撤去・交換をすること。
- 6 周囲の景観に配慮して設置すること。

※のぼり旗用のポールが破損したまま放置されますと、思わぬ事故につながり設置者が賠償責任を問われる可能性もございますので、ご注意ください。